

国立大学法人九州大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成18年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員に支給する期末特別手当(賞与)において、総長は、国立大学法人評価委員会が行う前年度の業績評価の結果及び業務に対する貢献度等を総合的に勘案して、期末特別手当の額を10/100の範囲内で増額又は減額することができることとしている。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	H18.4.1より、本給の6.7%引き下げ、都市手当(6%)を廃止し地域手当(7%)を新設及び12月期の期末特別手当の支給月数を1.7月分から1.75月分への引き上げを行った。ただし、H18.3.31から引き続き在職していることから、本給については現給保障措置を適用し、地域手当の新設による支給割合の引き上げ及び期末特別手当の支給月数の引き上げは実施していない。
理事	法人の長と同じ
理事 (非常勤)	H18.4.1より、本給について6.7%の引き下げを行った。
監事	H18.4.1より、本給の6.7%引き下げ、都市手当(6%)を廃止し地域手当(7%)を新設及び12月期の期末特別手当の支給月数を1.7月分から1.75月分への引き上げを行った。
監事 (非常勤)	H18.4.1より、本給について6.7%の引き下げを行った。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成18年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
法人の長	千円 23,012	千円 15,564	千円 6,514	千円 934 (地域手当)		
理事 (8 人)	千円 137,824	千円 92,061	千円 38,528	千円 5,524 (地域手当) 1,015 (通勤手当) 696 (単身赴任手当)		
監事 (1 人)	千円 13,224	千円 8,736	千円 3,741	千円 612 (地域手当) 135 (通勤手当)		
監事 (非常勤) (1 人)	千円 3,493	千円 3,444	千円 —	千円 49 (通勤手当)		

注) 「地域手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する常勤の役員に支給されているものである。

3 役員の退職手当の支給状況(平成18年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘 要
	千円	年	月			
法人の長						該当者なし
理事	千円	年	月			該当者なし
監事	千円	年	月			該当者なし

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

人件費については、平成16年3月末の定員を基礎として定めた人員を基に全学における年間の人件費を算出し、その算出された範囲内で運用する。
運用に当たっては、全学における人員配置と人件費の計画・管理を一体的に行うため、全学的委員会の人件費委員会において、月別・職種別人件費の執行状況を把握し、適正かつ効率的に行う。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員の給与水準を参考にしつつ、本学の現在及び将来の財政状況を考慮した上で決定している。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の勤務成績等に応じて、現に受けている基本給についての昇給・昇格・降格及び6月・12月に支給する賞与における支給割合の増減を行っている。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与：勤勉手当 (査定分)	6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員及び基準日前1月以内に退職した職員に対し、基準日以前6月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給割合を決定し、支給する。
昇給	1月1日に、前年の勤務成績に応じて、上位の号に昇給させることができる。昇給の号数は、管理職員：5段階、管理職員以外の職員：3段階の区分を設け、1号～5号としている(55歳以上の職員については、昇給号数を抑制する。)
昇格・降格	昇格：勤務成績が良好であり、かつ国家公務員の給与法に準拠した基準を満たす者で、職務能力等が適当と認められる者については、上位の職務の級に決定することができる。 降格：勤務成績の不良等により、現在の職務の級が不適当と認められる者については、下位の職務の級に決定することができる。

ウ 平成18年度における給与制度の主な改正点

H18.4.1改正

- ・基本給を、平均4.8%引き下げた(平成18年3月31日から引き続き在職する職員には現給保障措置を適用)。
- ・職務・職責に応じたものになるよう、一般職(一)及び一般職(二)の基本給表について、級の構成の再編を行った。
- ・よりきめ細かく勤務実績を反映させるため、基本給表の号の構成の細分化を行った。
- ・昇給と特別昇給を統合し、職員の勤務成績が適切に反映される昇給制度を導入した。
- ・都市手当(6%)を廃止し、地域手当(7%)及び地域手当非支給地に在勤する職員について、地域手当の支給対象職員との較差を考慮して、地域調整手当(1%)を新設した。
- ・勤勉手当の支給総額を0.05月分引き上げ、査定支給分の割合を拡大した。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成18年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	3,839	43.9	7,515	5,428	114	2,087
事務・技術	988	42.2	5,842	4,286	145	1,556
教育職種 (大学教員)	2,025	47.0	9,224	6,605	115	2,619
医療職種 (病院看護師)	592	36.3	5,168	3,796	63	1,372
技能・労務職種	43	56.3	5,806	4,232	130	1,574
専門行政職種	6	45.7	5,954	4,342	125	1,612
医療職種 (病院医療技術職員)	178	40.5	5,714	4,185	104	1,529
その他医療職種 (医療技術職員)	4	47.3	5,608	4,082	83	1,526
その他医療職種 (看護師)	3	47.8	6,209	4,521	132	1,688
再任用職員	13	61.5	3,443	2,900	129	543
事務・技術	12	61.5	3,431	2,891	136	540
医療職種 (病院医療技術職員)	1					
非常勤職員	273	41.5	4,450	3,995	50	455
事務・技術	65	54.3	4,233	3,094	131	1,139
教育職種 (大学教員)	6	40.2	7,109	5,097	139	2,012
医療職種 (病院医師)	5	36.3	2,686	2,686	22	—
技能・労務職種	20	52.7	4,297	3,153	125	1,144
医療職種 (病院医療技術職員)	16	28.7	3,737	2,783	103	954
その他教育職種 (研究員)	157	35.8	4,520	4,520	—	—
その他	4	61.8	7,056	7,056	—	—

注)1 人員及び平均年齢は平成19年4月1日現在(②において同じ。)

注)2 平成18年度に給与を減額されることなく支給された職員で、平成19年4月1日に在職している者についての状況を記載(以下、⑤まで同じ。)

注)3 「平成18年度の年間給与額(平均)」には、1年間に支給された給与額(時間外手当を除く。)の平均を記載

注)4 「常勤職員」については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注)5 「再任用職員」とは、定年等による退職後、再採用されている職員をいう。

注)6 「非常勤職員」は、常勤職員と同じ勤務時間数(週40時間)で、かつ、注)2の要件を満たす者を対象としている。

注)7 「技能・労務職種」とは、工作機械工及び看護助手等の業務に従事する職員をいう。

注)8 「専門行政職種」とは、高度な専門的業務を行う職種を示す。

注)9 「その他医療職種(医療技術職員)」とは、病院以外の施設に勤務する医療技術職員(放射線技師等)をいう。

注)10 「その他医療職種(看護師)」とは、病院以外の施設に勤務する看護師をいう。

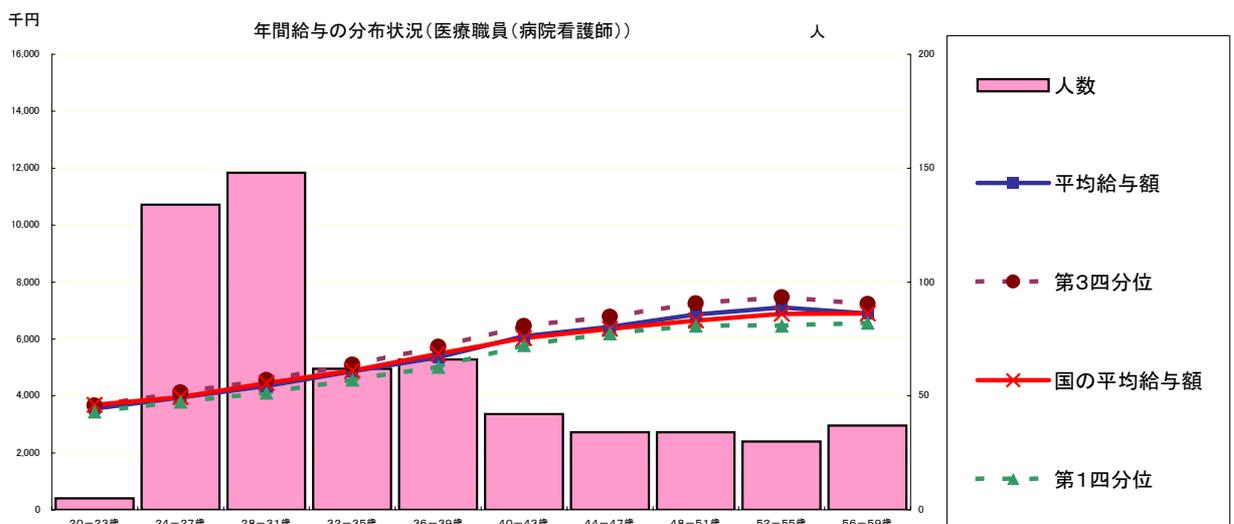
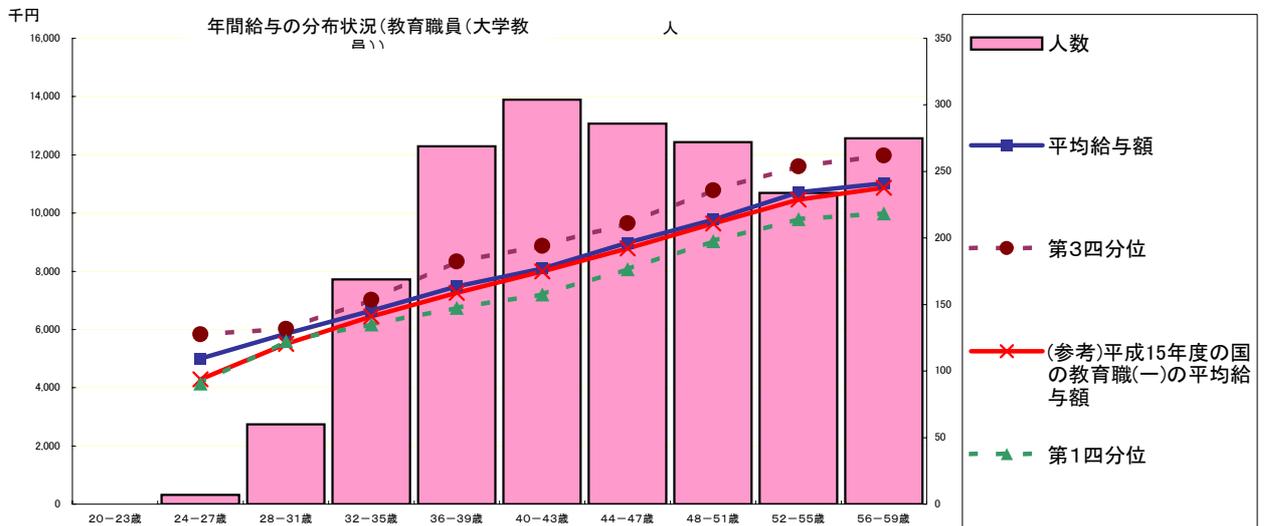
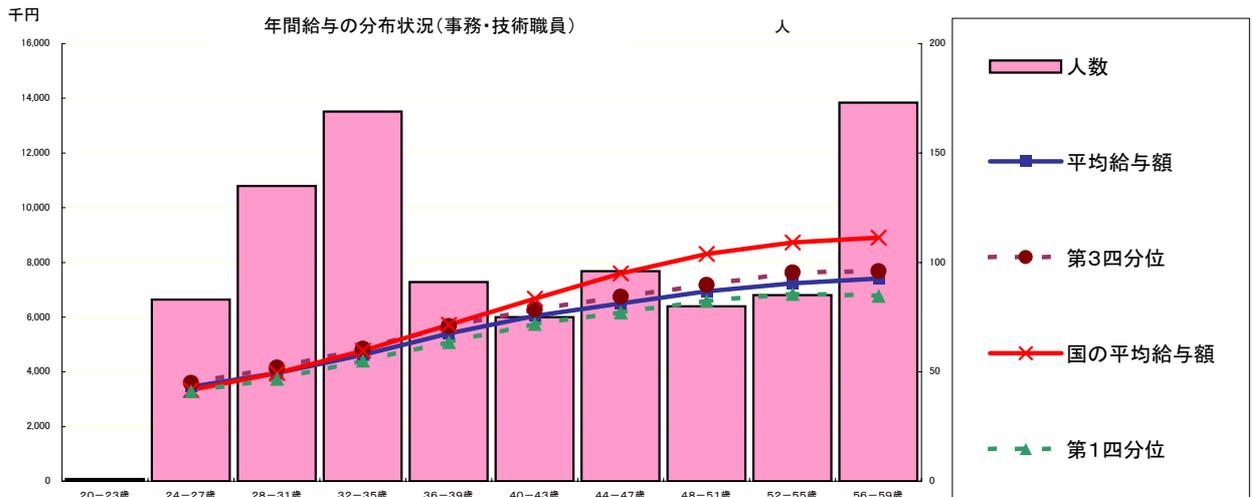
注)11 非常勤職員の「その他」とは、外部資金により雇用された、一定の職責を有する事務職員をいう。

注)12 非常勤職員の「その他教育職種(研究員)」とは、主に外部資金等により雇用している研究員をいう。

注)13 再任用職員の「医療職種(病院医療技術職員)」については、該当者が2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注)14 常勤職員のうち「医療職種(病院医師)」、在外職員、任期付職員、再任用職員のうち「教育職種(大学教員)」、「医療職種(病院医師)」及び「医療職種(病院看護師)」、非常勤職員のうち「医療職種(病院看護師)」については該当者がいないため記載を省略した。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師)[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]



- 注1 ①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。
- 注2 一の年齢階層の在職人員数が4人以下の場合は、平均のみを表示している。
- 注3 「第1分位」とは、年齢別の年間給与額を小さい順に並べたときの小さい方から25%目の額、「第3分位」とは、小さい方から75%目の額をいう。
- 注4 事務・技術職員の年齢「20-23歳」の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
部長	11	56.0	9,174	10,341	11,614
課長	49	54.9	7,957	8,522	9,017
課長補佐	84	53.8	6,980	7,294	7,571
係長	352	48.3	6,096	6,489	7,051
主任	175	40.3	4,837	5,364	5,803
係員	317	30.8	3,615	3,978	4,376

注)1 「課長」には、課長相当職である「室長」「事務長」を含む。

注)2 「課長補佐」には、課長補佐相当職である「室長補佐」「事務長補佐」「専門員」を含む。

注)3 「係長」には、係長相当職である「専門職員」を含む。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
教授	702	54.6	10,746	11,362	11,924
准教授	631	45.1	8,450	8,899	9,450
講師	99	45.8	7,593	8,300	9,061
助教	545	39.9	6,338	6,807	7,306
助手	41	46.1	6,473	6,914	7,585
教務職員	7	41.9	4,963	5,462	6,387

注)「助手」は、平成19年3月31日に在職していた助手のうち、助教等に就任しなかった者が移行した職である「准助教」について記載している。

(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
看護部長	1				
副看護部長	5	53.9	7,775	7,896	7,981
看護師長	34	50.0	6,781	7,105	7,484
副看護師長	103	44.7	5,742	6,284	6,809
看護師	446	32.9	4,045	4,634	5,008
准看護師	3	57.2	—	5,895	—

注)1 看護部長については該当者1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから人数以外は記載していない。

注)2 准看護師については該当者3人のため、平均給与額のみを記載している。

③ 職級別在職状況等(平成19年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		係員	主任係員	係長主任	課長補佐係長	課長課長補佐
人員(割合)	988 (割合)	93 (9.4%)	282 (28.5%)	390 (39.5%)	140 (14.2%)	51 (5.2%)
年齢(最高～最低)		30～22	58～26	59～33	59～44	59～39
所定内給与年額(最高～最低)		2,983～2,239	3,928～2,534	6,160～3,265	5,954～4,579	6,540～5,115
年間給与額(最高～最低)		3,922～3,060	5,253～3,497	7,967～4,519	8,069～6,434	9,017～6,987

区分	計	6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		部長課長	部長	部長	事務局長	事務局長
人員(割合)		26 (2.6%)	4 (0.4%)	2 (0.2%)	0 ()	0 ()
年齢(最高～最低)		59～43	58～49	～	～	～
所定内給与年額(最高～最低)		7,521～5,760	8,682～7,616	～	～	～
年間給与額(最高～最低)		10,134～7,863	11,746～10,623	～	～	～

注) 8級の該当者は2名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年齢以下の事項については記載していない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		教務職員	助教助手	講師	准教授	教授
人員(割合)	2,025 (割合)	7 (0.3%)	586 (28.9%)	99 (4.9%)	631 (31.2%)	702 (34.7%)
年齢(最高～最低)		58～24	62～27	60～32	62～26	65～36
所定内給与年額(最高～最低)		4,622～2,831	6,136～3,102	7,077～4,035	7,647～4,183	10,632～5,554
年間給与額(最高～最低)		6,433～3,761	8,304～4,141	9,761～5,652	10,472～5,869	15,227～7,915

(医療職員(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職位		准看護師	看護師	副看護師長 看護師	看護師長	副看護部長	看護部長	看護部長
人員 (割合)	592	3 (0.5%)	446 (75.3%)	107 (18.1%)	31 (5.2%)	4 (0.7%)	1 (0.2%)	0 (%)
年齢(最高 ～最低)		59～54	59～23	59～31	59～41	58～52	～	～
所定内給 与年額(最高 ～最低)		4,601～4,075	5,393～2,277	5,436～3,414	5,634～4,647	6,142～5,475	～	～
年間給与 額(最高～ 最低)		6,165～5,631	7,298～3,110	7,597～4,681	7,926～6,538	8,428～7,775	～	～

注) 6級の在職者は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年齢以下の事項については記載していない。

④ 賞与(平成18年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 64.2	% 67.3	% 65.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.8	% 32.7	% 34.2
	最高～最低	% 46.0～32.3	% 42.2～29.4	% 42.1～30.8
	一律支給分(期末相当)	% 65.5	% 68.7	% 67.2
一般職員	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.5	% 31.3	% 32.8
	最高～最低	% 38.5～29.0	% 35.8～26.4	% 36.8～27.6

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 63.1	% 65.9	% 64.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.9	% 34.1	% 35.4
	最高～最低	% 46.9～32.4	% 43.3～29.7	% 45.0～31.0
	一律支給分(期末相当)	% 65.5	% 68.7	% 67.2
一般職員	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.5	% 31.3	% 32.8
	最高～最低	% 46.5～29.4	% 36.7～27.3	% 41.5～29.4

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 61.4	% 65.6	% 63.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 38.6	% 34.4	% 36.4
	最高～最低	% 43.1～33.6	% 43.3～30.2	% 43.2～32.1
	一律支給分(期末相当)	% 65.0	% 68.2	% 66.7
一般職員	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.0	% 31.8	% 33.3
	最高～最低	% 38.5～30.4	% 35.2～28.5	% 36.8～29.8

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

对国家公務員(行政職(一))

89.1

対他の国立大学法人等

101.4

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等

101.4

(医療職員(病院看護師))

对国家公務員(医療職(三))

99.8

対他の国立大学法人等

103.1

注) 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

教育職員(大学教員)と平成15年度の国の教育職(一)との比較指標(算出方法は上記⑤と同じ)

102.1

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成18年度)	前年度 (平成17年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成 16年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 34,771,320	千円 34,970,511	千円 (%) ▲ 199,191 (▲0.6%)	千円 (%) ▲ 123,609 (▲0.4%)
退職手当支給額 (B)	千円 3,777,665	千円 3,683,293	千円 (%) 94,372 (2.6%)	千円 (%) 108,462 (3.0%)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 8,157,536	千円 7,198,880	千円 (%) 958,656 (13.3%)	千円 (%) 1,461,551 (21.8%)
福利厚生費 (D)	千円 5,176,968	千円 5,058,045	千円 (%) 118,923 (2.4%)	千円 (%) 272,168 (5.5%)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 51,883,489	千円 50,910,729	千円 (%) 972,760 (1.9%)	千円 (%) 1,718,572 (3.4%)

注) 「非常勤役職員等給与」においては、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「(17)役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

総人件費について参考となる事項

- ・ 「給与、報酬等支給総額」は、人件費削減の取組として常勤の職員について人員削減を行ったため、0.6%減となった。
- ・ 「最広義人件費」が1.9%増となっているが、これは、外部資金等の活用による非常勤職員の雇用増及び厚生年金保険料事業主負担率の引き上げによる法定福利費の増額が主な原因である。
- ・ 中期目標において、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行うことを示している。
- ・ 上記の取組として、平成17年度の人件費予算相当額について、平成21年度までに概ね4%の削減を図ることを、中期計画において設定している。
- ・ 人件費削減の進ちょく状況

a 基準年度(平成17年度)の「給与、報酬等支給総額」	: 34,970,511千円
b 当年度(平成18年度)の「給与、報酬等支給総額」	: 34,771,320千円
c 平成17年度の「人件費予算相当額」	: 35,984,036千円

 - (1) 当年度までの人件費削減率
計算式: $(b - a) \div a \times 100 = \text{▲}0.6\%$
 - (2) 当年度までの人件費削減率(対人件費予算相当額)
計算式: $(b - c) \div c \times 100 = \text{▲}3.4\%$

Ⅳ 法人が必要と認める事項

特になし